

文化財調査委員会

調査目録及び解題

曹洞宗文化財調査委員会

No. 377

四七四 秋田118 禅林寺（続）にかほ市院内
字城前七五（令和元年九月一二日調査）

〈典籍〉

1 永平元禪師語録 版本 一卷一冊

道元禪師撰 詮慧・孤雲懷集編

正保五年（一六四八）孟春（二月）

林甚右衛門開板

通称『永平略録』。道元の語録は『永平広

録』一〇巻であるが、道元示寂後に寒巖義尹

（一二二七〜一三〇〇）がこれを携えて入宋

し、無外義遠（一二六六寂）に較正と序跋を

請い一卷に編集し、さらに退耕徳寧（一二二六

九寂）と虚堂智愚（一一八五〜一二六九）か

らも跋文を得たもの。帰朝後は寶慶寺（福井

県大野市寶慶寺）に伝わり曇希（一二九七？

〜一三五〇？）の代に開版された。本書は正

保五年の版本。全編を通じて語句注などの細

字の書き込みがあり、巻頭には道元の伝記を

記し、巻末に「此旨信儀、性徹」とある。性

徹（未詳）が略録の本講を聴講し、その内容

を書き写したものであろうか。『道元禪師全

集』第五巻（春秋社、平成元年）及び『原文

対照現代語訳・道元禪師全集』一三（春秋

社、平成一二年）の凡例・解題等参照。

2 伝法室内式 一冊

伝法の式次第や道場の荘厳について記す。

伝法室内式に続いて、三時諷経切紙、朔望祝

聖回向切紙、塔婆点眼法、施餓鬼法、一辺消

災咒切紙、更に伝法室内之略式を追記する。

3 円鏡 一枚（一部欠）

明治二〇年（一八八七）夏安居

法幢師は新潟県阿賀野市草水の観音寺三六

世仙峰良寿（俗姓千葉、一九〇一寂）。同寺

で修行された結制に参集した二五名の安居者

名を記す。

4 大般若経伝来・理趣分秘密法 一枚（折

紙）

弘化五年（一八四八）二月一六日、齋明よ

り。大般若経伝来では、大般若六百巻が三蔵

法師によってもたらされた由来、十六善神の

こと、理趣分の功德を記す。理趣分秘密法は

天竺の常帝菩薩から大唐三蔵法師や弘法大師

や齋明居士、そして齋明居士にいたる法脈。

5 日鑑 一冊

天保一四年（一八四三）以前

巻頭に「正月、三十三代改焉」とあるので当寺三三世全底喝宗（一八六七寂）の筆。正月から一二月に到る一年分の行持を記した日鑑。文中、七月の項の末尾には「天保十四年卯二月七日仁賀保孫九郎様逝去」として、仁賀保氏の葬儀や三十五日の記載が見え、一二月の項の末尾には「天保十亥年三月廿四日晋山」として天保一〇年（一八三九）の晋山関係の記載がある。巻末に「下男之申渡条々」（一五箇条）を記す

6 賀祥山主人内則 一冊

正月から一二月に到る年分行持を列記する。この中には開山忌をはじめとする歴住世代の祥月忌についても記されている。ちなみに八月七日に記された三二世の祥月忌が下限となるので、本書を記したのは三二世仏門洞宗（一八六三寂）か。一二月の後には、「定」（一五箇条）、「盆正御代香応心付之控」、「年頭口上」、「正月餅撞控覚」、「定規」（九箇条）、「口宣」（九箇条）を記す。

7 開堂進退 一枚（後欠）

開堂時の進退について、大鐘三会に始ま

り、雲鼓三通の三通目で主人が上殿、そして須弥壇上での拈香までを記す。後欠のため拈香後の進退は不明。

8 制中配役 二枚（途中欠）

明治五年（一八七二）孟冬（一〇月）安居日。冒頭に「南閩浮台大日本国東仙道羽後由利郡仁賀保庄院内村賀祥山禅林禅寺結制安居小僧籍」、末尾に「清衆都合五十三員」とある。結制安居時の堂頭以下の安居者名を記す。

9 於出羽国由利郡仁賀保寺院文化十一年成
年従夏会迄末夏会迄拾ヶ年之間致首座職候
者書上帳（控） 一冊（一部欠）

文政六年（一八二三）一月、陽山寺外五カ寺より禅林寺御役寮宛。同年月の禅林寺嗣元より閩御三箇寺御役者中宛の奥書有り。嗣元は当寺三二世嗣元白胤（一八二七寂）。文化一一年（一八二四）の夏安居より一〇カ年の間に当寺末寺の陽山寺（にかほ市小国字南野）をはじめとする六カ寺で修行された結制について、夏冬の別、首座名、首座の師寮寺名及び所在地等を列記する。末寺六カ寺から提出された取り調べをまとめ、当寺より閩三利に提出した書上の控え。後掲《典籍》10

文化財調査委員会は、宗門寺院が保有する典籍、文書、絵画等の文化財の破損散逸をふせぎ、保存の処置を講ずるために、調査を行うとともに、その結果を『曹洞宗報』誌上に公表しております。

本掲載資料の中には今日の人権擁護の見地からみて、およそ容認し得ない差別思想を含んだものも存在しています。それらについては、そのつど注意書きを付しておりますが、これは宗門の歴史の実態をあきらかにするための資料としてあえて掲載するものであり、その点、十分にご理解をいただけますようお願い申し上げます。

特に「切紙」中、「部落差別」「障害者差別」「性差別」等の内容については、差別文書でありますので、当該寺院及び資料閲覧者におかれましては、人権擁護・反差別の見地に立って厳重に保管し、差別の拡散、助長にまいらせんよう重ねてお願いいたします。

（出版部）

10 は一部は重複するが内容は異なる。
結制書上帳（控） 一冊

文政六年二月、陽山寺外五カ寺より禅林



〈典籍〉10 結制書上帳（控） 右：表紙、左：本文

寺御役寮宛。同年月の禅林寺嗣元より関御三
簡寺御役者中宛の奥書有り。文化十一年の夏
安居より一〇カ年の間に、龍雲寺（にかほ市
平次字上町）をはじめとする当寺の末寺で修
行された結制について、夏冬の別、首座名、
首座の師寮寺名及び所在地等を列記する。末
寺六カ寺から提出された取り調べをまとめ、
当寺より関三利に提出した書上の控え。前掲
〈典籍〉9と一部は重複するが、本書には陽
山寺関係の首座が記載されないなど、内容は
異なる。

11 羽州由利郡仁賀保小国村圓通山陽山寺今

夏安居結衆打給 横帳一冊

弘化二年（一八四五）四月二日

陽山寺法幢師義道外四名より禅林寺御役寮
宛。義道は陽山寺二四世大圓義道（一八六〇
寂）。同寺で修行された夏安居における打給
帳。同寺会下の一〇名をはじめとする七三名
の安居者名を記す。

12 「回向草子」 三枚（途中欠）

回向草子（折本）の断簡。祠堂諷経・日中
諷経・歷住諷経と見られる回向文。この内の
歷住世代は三一世嗣元（白）胤大和尚までは
同筆で、別筆で三四世天明（智）眼大和尚

（一八七九寂）まで追記されている。三世
仏門洞宗（一八六三寂）代の物か。

13 入龕念誦 一枚（後欠）

尊宿喪法における入龕仏事の念誦回向文。
読み込みは新般涅槃東堂和尚となっている。

14 「念誦」 一枚（断簡）

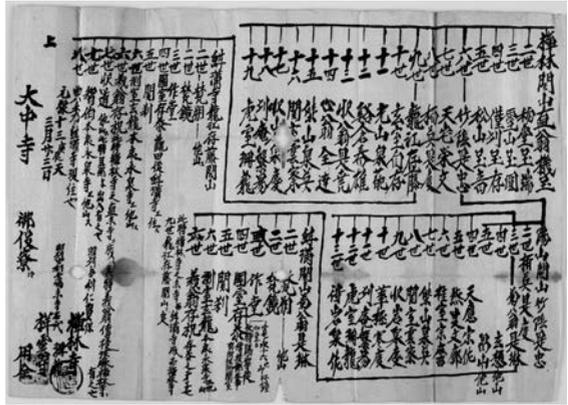
三八念誦の念誦文で、末尾に「八念誦」と
記す。念誦文は『鑿山清規』（光地英字『鑿
山禅』六へ山喜房仏書林、一九八八年）一
一頁）に同じ。

15 偈頌 一枚（軸装）

黄檗宗萬福寺（京都府宇治市五ヶ庄）開山
隠元隆琦（一五九二〜一六七三）の撰述。五
言律詩で「直指西来意、分明無別宗、鳥悟深
長舌、花飛滅嘆容、逍遙幻化裡、脱洒隙光
中、触着毫端旨、縦横路路通。老僧隠元
書」。関防印は「臨濟正宗」の陽刻、落款は
「槃山主人」「隠元之印」の陰刻。箱裏には
「羽州油利郡仁賀保禅林寺什物天冲叟誌
之」、続けて寄進者名を記すので、当寺二五
世天冲癡童（二七八二寂）代に寄進されたも
の。

16 十王讚談書 下巻 一卷一冊（一部欠）

隆堯（一二六九〜一四四九）『十王讚歎修



〔禅林寺直末蛭満寺本末改書上〕 18 〔典籍〕

善抄』(永享五年(一四三三)撰)の筆写本。十王は、初七日から七七四十九日、百箇日、一周忌、三回忌の一〇回の節目に故人の罪を裁く一〇人の王で、それぞれ王について、賛嘆(詩文)を記し、続いてその詳細を説明する。本書はこの内、百箇日以降の三王のみで、四十九日以前の七王を掲載する前部分は欠本。

17 視聽要誌 横半帳一冊

泉田実山主筆

筆写者は当寺三世泰岳実道(一九一〇寂)。法語、経文、和歌、禅籍等を記す。

「月舟老人示誨或俗人」、『弁道話』中使用される多数の語句の説明、「大桂禅師無常ヲ船ニタトフ哥」等を収める。

18 〔禅林寺直末蛭満寺本末改書上〕 一枚

元禄一三年(一七〇〇)三月三日、羽州由利仁賀保禅林寺珊龍外一名より大中寺御役寮江宛。珊龍は当寺一九世虎室珊龍(一七〇五寂)。元々当寺の末寺陽山寺(にかほ市小国字南野)の末寺(当寺の孫末)であった蛭満寺(にかほ市象潟町字象潟島)が、当寺の末寺になった経緯を記す。当寺六世竹陰是忠(一四九五寂)が陽山寺を開き、陽山寺三世菊翁是琳(一五四四寂)が蛭満寺を開き開山となったが、後に当寺九世龍江存藤(一五三〇寂)を蛭満寺の開山に改め、更に蛭満寺六世義翁存祝(一六七七寂、現在は蛭満寺七世)代に当寺の直末になったとする。

19 拙録并支配下寺院本末調帳(雛型) 一冊

一行が一カ寺分となっており、開山名と寺

院名を列記して、それを取りまとめて僧録寺院より惣本山御役寮宛に提出するという形式。なお、開山名には道元禅師から何世の法孫かを書き添えるようになっていた。

20 宝曆六丙子三百五十回忌香燭化帳(一) 一冊(一部欠)

文化三年(一八〇六)以降

文化三年に相当した当寺開山直翁呈機(一四一六寂)四百回忌の勸化帳が、同年正月二日の火災に罹り焼失したため、前回の宝曆六年(一七五六)の遠忌時の勸化帳を写したという。当寺及び配下寺院の勸化金を記す。

21 御開山堂再建勸化并二世大和尚四百年忌香資化簿廻達 一冊(一部欠)

文政一一年(一八二八)一〇月一六日 来る寅年(一八三〇)に向けた勸化帳。開山堂が火災で焼失して仮堂のため再建を目指しており、また間もなく当寺二世物堂呈端(一四三〇寂)の四百回忌に相当するので、それに合わせて勸化を依頼するという廻達。末寺一〇カ寺が列記され、この内の龍雲寺(にかほ市平沢字上町)が取りまとめて当寺衆寮まで届けたと記す。

22 〔禅林寺勸化簿等綴〕 合綴一冊

(1)～(5)を合綴。内容分類では(3)と(4)は〈文書〉であるが、勸化帳類と合綴されているため、ここでは〈典籍〉内で解題する。

(1) 水引勸化簿 一冊

嘉永戊午（三年へ一八五〇）三月

当寺三四世天明智眼（一八七九寂）代、

露柱に巻く水引と法被を新調するための勸化帳。勸化金は合計金二七兩二朱錢百文。

(2) 〈涅槃像表具仕替・大太鼓張替〉寄進

録 一冊

万延元年（一八六〇）一〇月

当寺三四世天明智眼代の勸化帳。勸化金は、涅槃像の表装の仕立て替えについては金二兩錢三〇〇銅、大太鼓の張り替えについては金五兩錢一〇メ一七五文。

(3) 永平寺役員達書 一冊

嘉永七年（一八五四）壬（閏）七月、曹

洞一派惣檀家吉祥講衆中宛。寅（嘉永七年）三月に道元禪師が禪師号が追号されたことに合わせて、各寺院はもちろん、参学の僧尼、檀中の面々に宛てて祝賀を求める

という達書。

(4) 口達 一冊

嘉永五年（一八五二）七月、禅林寺役寮

より。当寺の方丈が江戸表に御直登されることにちなんで諸雑用金の寄進を願う口達。享和年中（一八〇一～五）の旧記によれば三四兩あまりを要したとする。龍雲寺をはじめとする末寺五カ寺連印あり。兩三日中に用立てる旨を記した副達を付す。

(5) 越州永平寺六百遠忌香資勸化着帳 一冊

禅林寺役寮より配下諸寺院。禅林寺及び陽山寺をはじめとする末寺六カ寺、各寺の総檀中からの香資金を記して寺印を捺す。表紙に「嘉永二己酉年閏四月」、「御化僧

加州玉竜寺英順和尚」とるので、嘉永二年

（一八四九）時の化僧は玉龍寺（金沢市野

町）三〇世郁翁英順（一八五四寂）か。

23 〔諸寺勸化帳・禅林寺配下寺院村高帳

綴〕 合綴一冊

(1)～(2)を合綴。内容分類では(6)～(2)は〈文書〉であるが、勸化帳類と合綴されているため、ここでは〈典籍〉内で解題する。

(1) 接丹境永澤寺開祖四百五拾回忌并諸堂

修補勸化牒 一冊

亥年（一八三九）に永澤寺（兵庫県三田

市永沢寺）開山通幻寂霊（一三二二～九

一）四百五十回忌に相当し、これに合わせて同寺の荒廃した伽藍を復興するとし、そのために行う勸化帳。巻頭に、天保四年



〈典籍〉23(1) 接丹境永澤寺開祖四百五拾回忌并諸堂修補勸化牒 右：表紙、左：本文

(一八三三) 四月の總寧寺(千葉県市川市国府台)他二カ寺より永澤寺門葉派下寺院中宛の「添簡」、戊(一八三八)二月の撰丹境永澤寺乾峰九拜より諸国録山御丈室前上閣下宛の添書、天保九年七月一七日の禅林寺役寮よりの廻達、陽山寺他五カ寺の寄付額と寺印を捺した「覚」を収録する。

(2) 関大中寺御宿刹御修覆勸化制 一冊

天保二年(一八三一) 一月三日

大中寺(栃木県栃木市大平町西山田)の府内の宿刹は天晝院(三田小山町に存したが廃寺)。表紙に「化僧太傳和尚、伴僧老人、頭老人、洞宗代」とある。洞宗は当寺三世仏門洞宗(一八六三寂)。当寺及び当寺末寺の陽山寺他五カ寺より、卯年(天保二年(一八三一))から未年(一八三五)までの五年賦で集金された、天晝院修復のための勸化金を記した割賦帳。巻末に、卯年(天保二年)九月二日に使僧が当寺に来寺し、同月二五日に帰山するまでの接待の詳細を記す。

(3) 越州永平寺勸化割簿 一冊

天保九年(一八三八) 六月

巳(天保四年(一八三三)) 一二月の永

平寺の火災で焼失した殿堂再建のための勸化にともなう諸記録。はじめに、当寺末寺の龍雲寺他五カ寺とその金額を列記した勸化簿と、天保九年六月二三日の禅林寺役寮より各寺院宛の添書、次に、酉(天保八年(一八三七))九月の永平寺監院より諸国録利宛の勸化の依頼状、天保六年(一八三五)七月の總寧寺外二カ寺より曹洞宗諸国各録利并諸寺院宛の廻達、天保九年六月の羽州仁賀保禅林寺より越州御大本山御役寮宛の「奉指上御請書之事」等を記す。表紙に「化僧照明寺梵亮和尚」とあることから、化僧は照明寺(福井県越前市横市町)六世道山梵亮(一八四〇寂)。

(4) 加州大乘寺御修覆勸化五ヶ年符取立上納寛帳 一冊

天保三年(一八三二) 六月

巻頭に、当寺本寺の大乘寺(金沢市長坂町)の修復にともなう勸化についてを記した、辰(天保三年)六月三日禅林寺役寮の「口演」、天保三年六月禅林寺役寮より出された当寺末寺六カ寺の勸化簿、「大乘寺勸化帳江差帳之筆記覚」を写す。巻末に辰五月一三日に来寺した化僧についてへの接待の詳細を記す。表紙に「化僧金沢開禅寺黙庵和尚」とあることから、化僧は開禅寺(金沢市野町)二世黙庵惠照(一八四七寂)。

(5) 従天保元年寅冬会同曆戌冬会迄結制興行法幢首座法臘書上帳 一冊

天保一二年(一八四一) 閏正月二〇日、陽山寺外五カ寺より禅林寺御役寮宛。天保元年(一八三〇)より同九年(一八三八)までの間に、当寺末寺の陽山寺(にかほ市小国字南野)をはじめとする各寺で修行された結制における法幢師名と首座名を記す。

(6) 寺内人別御改帳 一冊

天保一一年(一八四〇) 一〇月、太白山より禅林寺御役寮中宛。当寺末寺の太白山(にかほ市象潟町関字ウヤマノ関)内に居住する僧三名及び、下男二名の計五名の名を記す。

(7) 出羽由利郡仁賀保庄小砂川村高帳 一冊

天保三年(一八三二) 六月、小砂川村雲昌寺より禅林寺御役寮宛。当寺孫末(陽山寺末)の雲昌寺(にかほ市象潟町小砂川字

砂畑)の境内地は除地のみなので寺領石高が一切なきこと、また酒井左衛門尉殿の入会御領所であることを記す。(7)~(12)は類似した内容。

(8) 出羽国由利郡仁賀保庄大砂川村高帳

一冊

天保三年六月、大砂川村龍泉寺より禅林寺御役寮宛。当寺末寺の龍泉寺(にかほ市象潟町大砂川字菅)の境内地は除地のみなので寺領石高が一切なきこと、また酒井左衛門尉殿の入会御領所であることを記す。

(7)~(12)は類似した内容。

(9) 出羽国由利郡仁賀保庄川袋村高帳 一

冊

天保三年六月、川袋村萬照寺より禅林寺御役寮宛。当寺末寺の萬照寺(にかほ市象潟町川袋字滝ノ下)の境内地は除地のみなので寺領石高が一切なきこと、また生駒鉄三郎殿の入会知行所であることを記す。(7)~(12)は類似した内容。

(10) 出羽国由利郡仁賀保庄関村高帳 一冊

天保三年六月、関村太白院より禅林寺御役寮宛。当寺末寺の太白院の境内地は除地のみなので寺領石高が一切なきこと、また

生駒鉄三郎殿の入会知行所であることを記す。(7)~(12)は類似した内容。

(11) 出羽国由利郡仁賀保庄小国村高帳 一

冊

天保三年六月、小国村陽山寺より禅林寺御役寮宛。当寺末寺の陽山寺の境内地は除地のみなので寺領石高が一切なきこと、また仁賀保主膳殿の入会知行所であることを記す。(7)~(12)は類似した内容。

(12) 出羽国由利郡仁賀保庄平沢宿高帳 一

冊

天保三年六月、平沢宿龍雲寺より禅林寺御役寮宛。当寺末寺の龍雲寺(にかほ市平沢字上町)の境内地は除地のみなので寺領石高が一切なきこと、また仁賀保孫九郎殿の入会知行所であることを記す。(7)~(12)は類似した内容。

24 惣持開山二代大年忌勸化帳 合綴一

冊

三世仏門洞宗(一八六三寂)代に總持寺で修行された、同寺開山瑩山禪師(一二六四~一三二五)及び二祖峨山(一二六六~一三六六)の遠忌に関する勸化帳等の(1)~(3)を合冊。表紙にある「秀翁院梅苗」の秀翁院は總



〈典籍〉23 (11) 出羽国由利郡仁賀保庄小国村高帳 右：首部、左：尾部

持寺洞川庵山内門中（廢寺）、梅苗は未詳。

(1) 惣持開山二代大年忌^{（原録之）}□□疏并引 一冊

（一部欠）

「遠忌疏」、諸嶽山惣持禪寺大齋会募縁疏並引」の写を取める。疏は、文中に先曆壬申（文化九年壬申（一八一二））や四百五十回忌の語があり、同寺二祖峨山の遠忌の内容を記す。疏の末尾の惣持寺五院の連署を見ると、例えば普藏院大俊は、東福院（新潟県刈羽郡刈羽村赤田北方）二六世祖峰大俊（一八六〇寂）で、輪住帳（納富常天『曹洞宗大本山惣持寺五院輪住帳』〈惣持寺、二〇一六年〉六〇頁）の記載によれば文政一〇（一八二七）の時期に前回の四五〇回遠忌を踏まえて記された物。

(2) 惣持開山二代大年忌□□□□割符廻文 一冊（一部欠）

惣持寺開山及び二代忌に向けた勸化を伝える「申達」、禅林寺及び末寺の署名のある「勸物割符之覚」、子八月一日の日付のある禅林寺洞宗より惣持五大刹□□大和尚宛の「覚」の三点を取める。

(3) 惣持開山二代大年忌野菜勸化割符廻文 一冊（一部欠）

天保元年（一八三〇）寅八月の能本山御専使宗泉寺大方丈宛の書状、明卯（天保二年（一八三一））八月中御開山二代御遠忌御執行に向けた野菜の勸化を依頼する「演達」、禅林寺及び末寺が署名する覚を取める。

25 能登国洞谷山永光寺勸化帳序（写） 二枚

応菴^{（原）}太白題、享保一六年（一七三二）初夏（四月）。永光寺（石川県羽咋市酒井町イ部）資料〈典籍〉183「勸化簿序文」（曹洞宗文化財調査委員会編『曹洞宗文化財調査目録解題集』七 北信越管区編〈曹洞宗宗務庁、平成一八年〉六一八頁）の写。太白は同寺四八八世応庵太白（一七三七寂）。開祖叡化より四〇〇年を経て堂宇が頽廢したので、五老（天童長翁如淨、永平仏法道元、永平孤雲懷奘、大乘徹通義价、永光瑩山紹瑾）の遺恩に酬いるため、曹洞一派の援助を求めるといふ序文。末尾に五院として、伝灯院、紹灯院、新豊庵、大雄庵、宝鏡庵の名が見える。

26 由利家御世代書 一冊



〈典籍〉25 能登国洞谷山永光寺勸化帳序（写）

由利家代々の伝記で、当寺開基の維安（一〇六五〜一三三九）以下、維平（一一〇一〜一六六）、維久（一一四二〜一二〇四）、政重（一二三四〜一三〇〇）、政春（一二六〇〜一三二四）、維貫（一二九三〜）、政道（一四三〇〜）の生没年と世寿や主な行状等をまとめたもの（各生没年は本書の記載より）。また、末尾には、由利忠八郎（政春）の兄弟が列記され、由利本莊市前郷字寺ノ下の徳雲山慶祥寺開基として姉の瑞雲慶祥比丘尼や、助八、忠宗、十郎、忠勝の名を記す。次項〈典籍〉27とほぼ同内容だが、巻末に加筆された「由利郡滝沢老万石領知セル時ハ滝沢兵庫介」や慶祥比丘尼の兄弟名について、より多く記されている。

27 由利家御世代書 一冊
年未詳

由利家代々の伝記で、当寺開基の維安以下、維平、維久、政重、政春、維貫、政道の生没年と世寿や主な行状等をまとめ、徳雲山慶祥寺開基としての瑞雲慶祥比丘尼の名を記す。前項〈典籍〉26と同内容だが、末尾の文章が少ない。

28 「三岡・由利家法名書付」 一枚

由利公正（一八二九〜一九〇九）とその先祖三岡氏の戒名を記した書付。三岡次郎左衛門佐栄以下、三岡数馬義武、三岡次郎左衛門武樹、三岡次郎左衛門武房、三岡次郎大夫義知等の没年や戒名を列記する。戒名については由利正道編『子爵由利公正伝』（岩波書店、昭和十五年）二九〇〜五頁参照。

29 大明三藏聖教目錄 木版 二卷三冊（部分撮影）

鉄眼道光（一六三〇〜八二）が嘉興蔵を元に開版した黄檗版大蔵経（鉄眼版）の収録経典目録。本書は四巻本であるが、巻一・四は欠本、巻二が二冊、巻三が一冊ある。表紙裏には「為護法、奉寄進、一切経目錄」とあり、明治二〇年月日に金浦村真宗大谷派浄蓮寺（にかほ市金浦南金浦）住職白瀬知道外二名より院内村禅林寺に宛てられた旨が記される。なお、安永四年（一七七五）九月、当寺に黄檗版大蔵経二五三〇巻が入蔵されたという記録もある（松永知海編『全蔵漸請千字文朱点』簿による『黄檗版大蔵経』流布の調査報告書）〈佛教大学アジア宗教文化情報研究所、平成二〇年〉二二八頁、X頁参照。現在はその一部が残されている。

もしものときは菩提寺へ

曹洞宗宗務庁

リーフレット

（A5判中綴じ）

88円（税込）

100冊以上1割引



30 仁賀保院内誌 一冊

泉田実道編輯 明治四二年（一九一）頃
巻頭に、院内村の春秋の氣候、産業、学
校、神社、寺社など地誌の概要が紹介され、
続いて当寺の寺誌がまとめられている。記載

されているのは、当寺の宝物や末寺・末庵の
一覽、維安以下の由利家代々の伝記、仁賀保
氏の初代から明治三四年にいたる世代、当時
歴住の開山より三六世にいたる年譜、明治二
年（一八八七）三月永平寺臥雲より宛てられ
た僧録司免牘、明治五年（一八七二）一月
兩本山から下附された可標、明治一四（一八
八二）年八月兩本山から送られた表勲状、元
禄一六年（一七〇三）八月兩本山からの定、

その他、諸々の覚、証文、当寺三四世天明和
尚の遺偈、由利十二頭の菩提所の一覽等。筆
者は当寺三六世泰岳実道（一九〇寂）。巻
末に明治四二年（一九〇九）の年記が見える
ので、その時期の編集。

31 新鐫時用通式翰墨全書 卷之一〇〜一二
木版 一巻一冊（部分撮影）

王字纂輯 陳瑞錫釈註 寛永二〇年（一六
四三）

表紙裏に「東都駒籠梅檀林中、羽陽之散

人、在仲宗主、寛政六年（一七九四）龍輯甲
寅夏求之」とある。東京都文京区本駒込の吉
祥寺内の梅檀林安居中に求めたものである
う。

32 神道皇統論（通説） 一冊

近代

神武天皇より一三代孝明天皇を経て二
四代今上（明治天皇）までの天皇を列記す
る。今日の世代は、本書に掲載された一五代
神功皇后と二四代角刺天皇の二名を含まない
ので、二代少なくなるため明治天皇は一三二
代となる。

（以上資料解題 主事 伊藤良久）

本誌掲載資料の閲覧等について

本誌および、『曹洞宗文化財調査目録解題
集』に公表された資料の閲覧ならびに複製を
希望する場合には、お問い合わせの上、所定
の書式によって申請してください。

○お問い合わせ先

〒一五四―八五二五 東京都世田谷区駒沢
一―二三―一 駒澤大学内

曹洞宗文化財調査委員会事務局宛

電話・FAX 〇三―六四三二―一五一

曹洞宗寺院住所録 令和3年版



内容現在 令和3年6月2日付
A4判上製 3,080円（税込）

ご注文は曹洞宗ブックセンターへ

0120-498-971 FAX 03-3768-3561